

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定に基づく令和4年度定期種畜検査において、現在交付している種畜証明書の有効期間を超えるものについては、同法第6条第2項の規定に基づき有効期間を令和4年度定期種畜検査の日まで延長する旨農林水産大臣より通報を受けたので同法第8条第2項の規定に基づき、公告する。

令和4年4月19日

静岡県知事 川勝平太